

可児市認可保育園等 令和7年度入園申込要項

新入園（4月1日入園※） ※4月1日より園に在籍することであり、登園開始日ではありません。

【受付期間】 令和6年11月1日（金）～ 11月29日（金）の平日

令和7年2月20日まで申込みを受付けますが、11月申込者が優先されます。

【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分

【受付場所】 保育課（可児市子育て健康プラザ マーノ2階）

途中入園

【受付期間】

下表の受付期間のうち、市役所開庁日に入園申込みを提出することができます。

入園月	受付期間	入園月	受付期間
令和7年5月	3月3日～3月19日	令和7年10月	8月1日～8月20日
6月	4月1日～4月18日	11月	9月1日～9月19日
7月	5月1日～5月20日	12月	10月1日～10月20日
8月	6月2日～6月20日	令和8年 1月～3月※	11月4日～11月28日
9月	7月1日～7月18日		

※令和8年2月入園希望は12月19日まで、3月入園希望は1月20日まで受付を行います。11月28日までに入園申込みを行った方を優先して利用調整を行います。

【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分

【受付場所】 保育課（可児市子育て健康プラザ マーノ2階）

＜注意事項＞

- ・申請に必要な書類は裏面を確認し、全て記入した状態でご提出ください。
- ・（新入園の場合）上記受付期間を過ぎて申し込みした場合は、受付期間内の申込者の利用調整を終えた後に調整します。
- ・可児市外の保育園等に入園をご希望される場合は、一定の要件を満たす必要があります。また、上記受付期間が異なる場合があるため必ず保育課までご相談ください。なお、入園については園の住所地のお子さんが優先となります。
- ・認定こども園の『教育認定』、幼稚園または、企業主導型保育園などの認可外保育園の入園を希望される方は、希望する園へ直接お申し込みください。

提出前のチェック表

1. 申込書、調査票など書類は全て記入されましたか？

※記入されていない書類がある場合、全て記入してからの受け付けとなります。

2. 申請に必要な書類(1人につき1枚)

チェック	教育・保育給付認定申請書 兼 入園申込書
	調査票(表面)・入園にあたっての確認事項(裏面)
	保育園等入園調整基準表(申込児童氏名・生年月日・⑧調整基準の太枠の中を記入)

3. 保護者等が保育を必要とする理由を証明するための書類

※保護者等…父、母もしくは、児童の保護者となっている祖父母等。

保護者 1	保護者 2	保育必要理由 (※認定要件・期間など)	提出書類
チェック	チェック	就労 *1か月の就労時間が60時間以上(※)必要 収入がないものは就労とみなしません 就労証明書記載の就労期間まで認定	・就労証明書
		就労(自営) *1か月の就労時間が60時間以上(※)必要 収入がないものは就労とみなしません 就労証明書記載の就労期間まで認定	・就労証明書 ・自営業の証明書類の写し (確定申告書・営業許可証・開業届等)
		妊娠・出産 *産前3か月から産後2か月まで、または 医師の診断による安静・加療期間まで認定	・母子健康手帳(表紙・予定日記載箇所)の写し
		疾病 または 看護・介護 *手帳等の期限または加療期間まで認定	・療養状況申告書 ・身体障がい者手帳・療育手帳の写し ・医師が発行する診断書(加療期間記載のもの)等
		求職活動 *認定日または退職日後90日まで認定	・求職活動申告書
		家屋の被災	・罹災証明書
		就学 *1か月の就学時間が60時間以上(※)必要 *提出書類記載の就学期間まで認定	・在学証明書・時間割の写し等
		虐待等	・保護命令等

(※)通勤、通学時間・休憩時間は含みません。自営・内職・リモートワーク等、自宅での就労・就学の場合、家事・育児時間は除きます。

※注意点※

保育必要理由を確認する書類は、以下の手続きでも提出が必要な場合があります。

必ず他の手続き用にコピーを取るようしてください。

＜就労証明書が必要な手続き＞

- ・幼稚園の「施設等利用給付認定申請」
- ・小学校の「キッズクラブ(学童保育)利用申込」
- ・保育園、幼稚園利用中のきょうだいの「現況届兼継続申込」 など

4. 税情報の確認に必要な書類(該当する人のみ)

同意書	同意書…マイナンバーを利用した情報連携にあたり、申請書の申請者以外の保護者の同意が必要となります。
-----	---

・R6.1.2以降に可児市に転入された方は、R6.1.1時点での住所をご記入ください。

・4月から8月入園希望でR6.1.2以降に可児市に転入(予定)の方は、R6、R7.1.1時点の両方の住所をご記入ください。

・9月から3月入園希望でR7.1.2以降に転入された方はR7.1.1時点での住所をご記入ください。

5. 申請書提出の時に持ってきていただくもの

チェック	申請者の身分証明書 …申請者の本人確認に使用します。 (マイナンバーカード、運転免許証など。なお、写真付でない証明書等は2点必要)
------	--

■ お申込に関して気を付けていただきたいこと

1. 健康診査

市が実施する乳幼児(4か月児・1歳6か月児・3歳児)健康診査を必ず受診・予約してください。

2. 『利用希望期間』の始期

- ・入園日から1、2週間程度『ならし保育』を実施することがあるため、入園当初は希望する時間まで預かることができない場合があります。

3. 書類の返却について

- ・提出された書類は、返却できませんので、必要な場合はあらかじめコピーをお取りください。

4. 就労証明書について

- ・就労証明書は、必ず勤務先の担当者が記入したものをご提出ください。訂正がある場合は、ご本人で訂正しないでください。また、就労先に電話等で勤務実態の確認をさせていただくことがあります。証明内容と事実が異なる場合は、認定を取消すことがあります。

(参考)成立し得る罪名 有印私文書偽造罪、電磁的記録不正作出罪

「府政経シ第382号 就労証明書の押印省略・電子化に係る犯罪について」より

- ・上のきょうだいの幼稚園預かり保育・キッズクラブの利用申込、保育園現況届提出も行う場合は、それぞれの手続きに就労証明書が必要です。ただし、原本以外はコピーでも手続き可能です。その場合、コピーの欄外等空きスペースに、「原本は〇〇(手続き名)にて使用」と記入をお願いします。
- ・きょうだい同時に保育園の申込を行う場合、就労証明書は原本1枚のみで手続き可能です。

5. 申込時点で市外在住の場合

市外から転入される場合は、入園までに必ず可見市で住民登録をしてください。

6. 施設毎の対応について

園によって保育時間や年間行事(行事日や振替休日等)、保育料以外の実費、アレルギー対応等が異なりますので、必ず事前に園の条件などを把握し、条件がご家庭の状況にあっていることを確認してから申込してください。

7. 情報の提供について

お子様の健康状態、発育状態を確認するため、利用施設、保健センター、こども発達支援センターくれよん、こども応援センターぱあむ、その他関係機関が保有する情報を関係機関が提供しあうことがあります。また、関係機関が必要に応じて保護者に連絡することがあります。

8. 育児休業の延長について

1歳もしくは1歳半の誕生日以降の日を記載し保留となった場合、お勤め先によっては育児休業を延長できなくなる場合がありますので、事前にお勤め先によく確認することをお勧めします。

9. 4月入園の登園開始日について

新入園(4月1日入園)として入園する場合、4月1日からその園の園児として在籍することになりますが、実際の通園開始日は園ごとに異なります。

■ 利用調整について

受入可能人数を超えて申し込みがあった場合、可児市が『利用調整』を行い、希望する保育所などの中から利用できる保育所などを調整します。

調整は裏面の「入園調整基準表」に基づき合計指数を算出し、合計指数の高い申込者から入園のご案内をします。合計指数が同点の場合は、その施設を希望する順位の高い申込者から、世帯の状況などを考慮し優先順位を決定します。

◆入園調整基準表に基づく点数計算例◆

例① きょうだいの2人目のこどもの申し込みを行う場合

親 A…居宅外労働（週 40 時間）

親 B…居宅外労働（週 30 時間・育児休業からの復帰）

兄…2人目のこどもが希望する保育所を利用中

【累計基準による点数】

親 A…10 点 親 B…8 点

【調整基準による点数】

育児休業からの復帰…2 点

きょうだいと同じ園に在園している…5 点

合計指数

25 点

例② ひとり親世帯がきょうだい同時に申し込みを行う場合

親 A…居宅外労働（週 40 時間・保育士）

【累計基準による点数】

親 A…10 点

【調整基準による点数】

ひとり親世帯…14 点

保育士・幼稚園教諭等のこどもの利用…6 点

きょうだいで同じ施設に申込み…4 点

合計指数

34 点

◆育児休業から復帰して申し込みするが、育児休業の延長も許容できる方
希望により、入園調整基準表に基づいて算出する合計指数を 0 点として申込むことも可能です。ただし、合計指数が 0 点であっても、状況によっては入園が決定することもあります。

保育園等入園調整基準表

保育園等入園調整基準表

①～⑦については認定理由に応じて基準指数を1つ選択その後⑧の調整基準で加点・減点を行う

類型基準			保護者の状況			
	類型	細目		摘要	基準指数	
①	居宅外労働	一週あたりの就労時間が35時間以上		正規雇用・非常勤を問わず勤務時間による	10	
		一週あたりの就労時間が25時間以上			8	
		一週あたりの就労時間が20時間以上			7	
		上記以外			6	
	居宅内労働	一週あたりの就労時間が35時間以上		同一敷地内での労働は別建物であっても居宅内労働とする	9	
		一週あたりの就労時間が25時間以上			7	
		一週あたりの就労時間が20時間以上			6	
		上記以外（内職を除く）			5	
		内職が主となる就労である場合			4	
	②	妊娠・出産		出産予定日前3カ月・産後2カ月	5	
医師の診断書等により、安静・加療が必要な場合				7		
③	疾病・障がい	疾病	入院	1カ月以上の入院	10	
			居宅療養	常時臥床	医師が1カ月以上の加療が必要と診断した者	10
				精神疾病	医師が1カ月以上の加療が必要と診断した者	7
				一般療養	医師が1カ月以上の通院が必要と診断し、保育ができない場合	7
		障がい	1・2級またはA・B1判定	身体障害者手帳・精神障害者福祉手帳・療育手帳を所持する者	10	
			3級またはB2判定		7	
			4級		5	
④	傷病人の看護等	入院等の付き添い看護（月15日以上）		3カ月以上の入院の付き添いに常時あたっている者	8	
				親族の病気等により、常時看護や介護にあたっている者	7	
⑤	家庭の災害等		災害等で損失した居宅等の復旧にあたる場合	10		
⑥	就学・技能取得（1カ月に60時間以上の場合に該当）		就学・技能取得のため保育ができない場合	7		
⑦	求職活動		求職活動を行う場合	2		

●遠方に住み、自身で保育することが不可能である場合は、認定理由によらず基準指数を10とする。（認定理由に該当する必要はあり）

⑧	調整基準	調整事由		調整指数	
		世帯の特殊事情			
⑧	調整基準	世帯の特殊事情	単身赴任等保護者の一人が別住所に住んでいる場合	+1	どちらか1つ
			ひとり親世帯（死別・離別・行方不明・拘禁等）	+14	
			生活保護世帯	+11	
			申請に係るこどもが障がいを有する（手帳所持）場合	+3	
			市外からの転入者で、申込時点で保育所等※1を利用している場合	+6	
			2歳児クラスまでの保育所等※1の卒園児で、間を空けず他の園へ入園希望する場合	+6	
			（上記のうち、小規模保育施設の連携施設を第1希望とする場合※2）	+7	
			育児休業の終了による復職	+2	
			（育児休業をこれ以上延長できない場合、育児休業からの復帰に伴い申込をしたが、入所できないまま復帰して就労している場合）	+3	
			保護者が保育士・幼稚園教諭等として勤務（予定）の場合	+5	
			（勤務先が市内の保育所、幼稚園等の場合）	+6	
		滞納	正当な理由なく保育料・給食費を滞納している場合（きょうだいの分を含む）	-10	
		受入態勢	前年度の利用調整において「受入態勢が整わない」として保留となっている場合	+10	
		希望園変更	一度内定した施設を自己都合で辞退した場合	-2	
		きょうだい	きょうだいと同じ園に在園している	+5	
			きょうだいで同じ園に同時に申込み場合	+4	
		保護者がいずれも就労しておらず、同居人もなく生計維持が困難な場合		+10	
		希望する保育園等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合		該当にチェック	

※1 保育所等とは保育園・認定こども園・地域型保育事業所・職場の託児等を指す。

※2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条第1項に定めのある、各園で確保した連携施設を指す。連携施設は在園中の各小規模保育施設に確認を行うものとする。

●①において複数就労している場合の類型は、主となる就労によって判断する。（就労時間は合算）

●保護者A・Bそれぞれ①～⑦の基準のうち、該当する基準指数を合算した値を世帯の基準指数とする。次に⑧の調整基準のうち、該当する項目を合算した値を世帯の調整指数とし、基準指数と調整指数を合算した値を世帯の合計指数とする。なお、合計指数がマイナスとなった場合は、0点とする。

●合計指数の高い申込者から入園の案内を行う。

●両親不在、虐待、育児放棄、家庭内暴力、深夜交代勤務などの特殊要因は、入園の優先度、園の延長時間の内容を別に考慮する。

●合計指数が同点の場合は、世帯の状況等を考慮し調整を行う。

●『希望する保育園等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合』は、合計指数を0点とする。

■ 保育料・給食費について

◆ 保育料表

税等区分※1			標準時間 月額保育料(円)		短時間 月額保育料(円)			
			階層 区分	3 歳未満児※2	3 歳以上児	階層 区分	3 歳未満児※2	3 歳以上児
生活保護法による被保護世帯			H	0	0	T	0	0
市町村民税非課税		特定世帯※3	H1	0	0	T1	0	0
		特定世帯以外		0	0		0	0
市町村民税所得割課税世帯	48,600 円未満	①特定世帯※3	H2	6,200	0	T2	6,000	0
		②特定世帯以外		12,400	0		12,000	0
	48,600～ 57,699 円	①特定世帯※3	H3	6,200	0	T3	6,000	0
		②特定世帯以外		18,600	0		18,000	0
	57,700～ 72,799 円	①特定世帯※3	H4	6,200	0	T4	6,000	0
		③特定世帯以外		18,600	0		18,000	0
	72,800～ 77,100 円	①特定世帯※3	H5	6,200	0	T5	6,000	0
		③特定世帯以外		23,800	0		23,000	0
	③77,101～96,999 円		H6	23,800	0	T6	23,000	0
	97,000～132,999 円		H7	31,100	0	T7	30,000	0
	133,000～168,999 円		H8	38,400	0	T8	37,000	0
	169,000～234,999 円		H9	46,700	0	T9	45,000	0
	235,000～300,999 円		H10	52,900	0	T10	51,000	0
	301,000～396,999 円		H11	56,000	0	T11	54,000	0
	397,000 円以上		H12	62,300	0	T12	60,000	0

※1 4月から8月は前年度、9月から3月は当年度の保護者の市民税所得割額にて計算します。ただし、ご家庭の状況により、祖父母等が生活面で援助していると市が判断した場合、祖父母等の市民税所得割額を合算します。

※2 4月1日現在の年齢を参照するため、児童が3歳の誕生日を迎えた翌3月31日まで、3歳未満児の扱いです。

※3 「特定世帯」は、「ひとり親世帯(児童扶養手当受給資格を有する世帯に限る。)」または「在宅障がい児(者)のいる世帯(特別児童扶養手当受給資格を有する世帯含む。)」が該当します。

きょうだい2人以上の児童が、保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所等に入園している場合は、2人目の児童の保育料は上表の半額、3人目以降は無料となります。ただし、以下の場合は軽減が拡大されます。

- ① 上記表の階層区分H2～H5、T2～T5の特定世帯に該当する場合は、児童※4のきょうだいの年齢に関係なく、2人目以降は無料となります。
- ② 上記表の階層区分H2～H3、T2～T3の特定世帯以外に該当する場合は、児童※4のきょうだいの年齢に関係なく、2人目の児童の保育料は上表の半額、3人目以降は無料となります。
- ③ 上記表の階層区分H4～H5、T4～T5の特定世帯以外に該当する場合、及びH6・T6に該当する場合は、保護者が現に扶養している児童(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者)が3人以上いる場合、3人目以降の保育料は無料となります。

注) 上記の条件や金額は制度の改正により変更することがあります。

※4 保育料の算定対象となる児童

◆ 給食費について

3歳児以上の給食に係る費用には主食費と副食費(おかず代)があり、金額は園によって違います。副食費は世帯収入等の条件を満たす場合、支払いが免除されます。免除対象者には市から通知を行います。免除対象の詳しい説明については、下記の二次元コードをご参照ください。



記入例

令和6年11月1日

教育・保育給付認定申請書兼入園申込書【第2・3号】

可児市長（福祉事務所長）様

- 1 子ども・子育て支援法第16条の規定に基づき、教育・保育給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。また、教育・保育給付認定、利用者負担額区分の決定や、副食費に係る免除（減免）対象判定等の事務に利用することを目的に、父母及び生計中心者の税情報など世帯及び家族の状況について閲覧及び調査します。
- 2 申請書等に記載した内容は、教育・保育給付認定や施設型給付費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
- 3 番号法第19条第7号の規定により、地方税関係情報を照会する必要がある場合、対象となる本人からの同意書を提出いただきます。
- 4 市が決定した利用者負担額及び副食費に係る判定結果について、特定教育・保育施設等に対して提示します。
- 5 児童の健康及び発育状態を確認するため、利用施設・保健センター・こども発達支援センターくれよん・こども応援センターぱあむその他関係機関が保有する情報を提供しあいます。
- 6 申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

以上のことに同意し、次のとおり教育・保育給付認定申請及び入園申し込みを行います。

（申請者）保護者氏名 可児 太郎

①申請子ども

申請に係る子ども	氏名（ふりがな）	生年月日 （R7.4.1現在の年齢）	申請する子どもの個人番号												
	かに はなこ	R2年 4月 5日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	
	可児 華子	（4）歳	障害者・療育手帳の有無			☒ 無 ☐ 有									
保護者の住所・連絡先	可児市 広見一丁目1番地	TEL 090-1234-5678		氏名（続柄）：可児 育子 （母）											
		TEL 090-5678-1234		氏名（続柄）：可児 太郎 （父）											

②利用希望施設・期間

利用希望期間	令和7年 4月 1日 から		☒ 小学校就学前 ☐ 年 月 日 まで	
利用希望施設名	第1希望 ○○保育園		（希望理由） 職場に近く、兄が通っているため	
	第2希望 △△保育園		（希望理由） 母の通勤途中にあるため	
	第3希望 □□保育園		（希望理由） 保育の内容が良いため	
保育希望時間	☐ 保育標準時間（最長11時間） ☒ 保育短時間（最長8時間）		8時 30分から 16時 30分まで	
利用希望曜日	☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☐ 土 ☐ 日・祝			

※保育希望時間や利用希望曜日は、保護者の実情（子どもの保育ができない時間・曜日）に応じて記入してください。

該当者のみ	☐ 希望する保育園等に入園できない場合、就業の延長も許可できる。 （上記にチェックした場合、入園調整料が0点になります。）
-------	---

こちらにチェックを入れると、入園調整にかかる指数が0点となり、入園できる可能性が大きく下がりますのでご注意ください。
※こちらにチェックを入れる場合、保育の必要性がないものとみなし、取下げ届をご提出いただきます。

第1希望の施設の利用時間に応じて標準/短時間を選択して下さい。
施設毎の利用時間については、別紙1をご確認ください。
利用時間、利用曜日は、保育の必要性の書類を基に記入してください。
（例）9：00～16：00、月～金の就労、めぐみ保育園希望の場合
利用時間：短時間、8：30～16：30（通勤を考慮した時間）
利用曜日：月・火・水・木・金

うら面

③世帯の状況

申請子どもの同居者全員を記入してください。ただし保護者及びきょうだいは別居していても記入します。

氏 名 個人番号※	子ども との 続柄	生年月日	障害者・ 療育手帳の 有無	同居 別居	勤務先又は学校名 ※別居の場合は、住所 も記入	保育の利用を 必要とする理由 ※保護者のみ
可児 太郎 1 2 3 4 5 6 7 8 9 3 2 1	父	S56 年 4 月 3 日	有・無	同居 ・ 別居	(株)〇〇	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 求職 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ その他 ()
可児 育子 1 2 2 4 5 6 7 8 9 2 2 1	母	S59 年 5 月 9 日	有・無	同居 ・ 別居	〇〇商事	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 求職 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ その他 ()
可児 夢子	姉	H19 年 7 月 9 日	有・無	同居 ・ 別居	〇〇高校 愛知県〇〇市△△123 〇〇高校学生寮	
可児 一郎	兄	H26 年 8 月 5 日	有・無	同居 ・ 別居	〇〇小学校	
可児 次郎	兄	R1 年 6 月 2 日	有・無	同居 ・ 別居	〇〇保育園	
保護者及び生計の中心者の個人番号を必ず記載		年 月 日	有・無	同居 ・ 別居	保護者は保育を必要とする理由に入園希望日の状況をチェック	
		年 月 日	有・無	同居 ・ 別居		

※個人番号欄は、父母及び生計の中心者のみ記入してください。

生活保護適用の有無	☒ 無 ☐ 有 (保護開始 年 月 保護開始)		
家庭の状況	☐ ひとり親家庭 ☒ 左記以外		
児童扶養手当受給資格の有無	☒ 無 ☐ 有	特別児童扶養手当受給資格の有無	☒ 無 ☐ 有

※施設記載欄（施設（事業者）を経由して市に提出する場合）

受付年月日	年 月 日	入園予定日	年 月 日
施設（事業者）名			
担当者氏名		連絡先	TEL

【記載上の注意】

- ・世帯の状況欄は、別居をしているきょうだいがいる場合も記入してください。
- ・世帯が別であっても、同一住所の祖父母などがいる場合は記入してください。
- ・保育の利用を必要とする理由などは、入園希望日の状況で記載してください。
- ・年齢は、令和7年4月1日時点の年齢を記入してください。
- ・『利用希望期間』の始期は、次のことによく気を付けて記入してください。
 - ・入園日から1、2週間程度『ならし保育』を実施することがあるため、入園当初は希望する時間まで預かることができない場合があります。
 - ・1歳もしくは1歳半の誕生日以降の日を記載し保留となった場合、お勤め先によっては育児休業を延長できなくなる場合がありますので、事前にお勤め先によく確認することをお勧めします。

記入例
調査票

令和6年11月1日

保護者氏名 可児 太郎

※この内容は、保育園に情報提供します。

ふりがな	かに はなこ	生年月日	R7.4.1現在の年齢	性別
子どもの氏名	可児 華子	令和2年4月5日	4歳	男 ☒ 女
住 所	〒509-0292 可児市 広見一丁目1番地			
連 絡 先	TEL 090-1234-5678 (続柄: 母)	☐ 日本語で会話ができない (会話できる言語:)	日本語で連絡できる方 氏名 () 続柄 () TEL ()	
	TEL 090-5678-1234 (続柄: 父)	☐ 日本語で会話ができない (会話できる言語:)		
1. 家族状況 *子どもの父・母・兄・姉は、別居をしても記入してください。				
氏 名	続柄	年齢 (R7.4.1現在)	勤務先・学校・園名	
可児 太郎	父	43	(株)〇〇	
可児 育子	母	40	〇〇商事	
可児 夢子	姉	17	〇〇高校	
可児 一郎	兄	10	〇〇小学校	
可児 次郎	兄	5	〇〇保育園	
2. 子どもの状況について				
(1) 健康状況等について				
① 直近で受けた乳幼児健診 (3) 歳 () か月健診				
② 健康、発達等で気になっていることがありますか ☐ ない ☒ ある (言葉が遅い)				
③ 発達や慢性的な病気のことで相談している病院・施設がありますか ☐ ない ☒ ある 病名等 (言葉の遅れ) 病院・施設名 (こども発達支援センターくれよん)				
④ 障がい・療育手帳を持っていますか ☒ 持っていない ☐ 持っている (手帳 級)				
(2) アレルギーについて				
① アレルギーがありますか ☐ ない ☒ ある (症状 じんましん、下痢、嘔吐)				
② 制限する食品等 ☐ 卵 ☐ 乳 ☒ 小麦粉 ☐ そば ☐ その他 ()				
③ かかりつけ医 病院名 (〇〇小児科)				
(3) その他				
① 日本語で会話ができますか ☒ できる ☐ できない ※会話できる言語				
3. 現在の保育状況について				
☐ 自宅で保育 保育している者 : ☐ 母 ☐ 父 ☐ 祖母 ☐ 祖父 ☐ その他 ☒ 保育園等に預けている (R3年 4月から 施設名: △△保育園 ☐ 職場へ連れて行く ☐ その他 ()				
4. 保育園の利用について				
(1) 利用曜日・利用時間 ☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 8時 30分 ~ 16時 30分 ☐ 土 時 分 ~ 時 分 : ☐ 日・祝日 時 分 ~ 時 分				
(2) 保育時間 ☐ 保育標準時間 ☒ 保育短時間				

日本語で会話ができない場合はチェック
して、会話できる言語を記入

保育を必要とする理由に応じた利用
曜日・時間を記入し、保育時間にチ
ェックをしてください。
*入園申込書と統一して記入してく
ださい。

うら面

入園にあたっての確認事項

すべての事項を確認し、右欄口にチェックをしてください。		確認済
1	申請の内容が事実と異なる場合は、認定や園の利用の内で・決定を取消することがあります。	☒
2	園によって保育時間や年間 すので、必ず事前に園に確 確認が出来たらチェックしてください。 該当する、しないに関わらず全ての項目を読んで確認してください。	☒
3	市が実施している乳幼児（生か月・1歳6か月・3歳）健診を必ず受診してください。	☒
4	お子さんの健康状態、発育状態等を確認するため、利用施設、保健センター、こども発達センター、こどもいっしょなぐれよん、こども応援センターぱあむ、その他関係機関が所有する情報を関係機関が提供し合うことがあります。関係機関が必要に応じて保護者に連絡をすることがあります。	☒
5	お申込みの際は、お子さんの状況の聞き取りを行います。	☒
6	提出された書類は、返却できませんので、必要な場合はあらかじめコピーをお取りください。	☒
7	保育必要量で「保育標準時間」「保育短時間」の認定を行いますが、保育園等の利用は、保育を必要とする理由に応じた時間内となります。また、仕事が休みの日等、保育必要理由のない日は原則利用できません。	☒
8	申請後に、住所、連絡先、就労先、妊娠（出産予定日がわかったとき）、家族構成等が変更した場合や入園をとりやめる場合は手続きが必要です。保育課に早めにご連絡ください。また、市外へ転出される方は、原則保育園の利用を継続できません。	☒
9	申請児童及び申請児童のきょうだいに保育料の滞納がある場合は、必ず納付してください。滞納があると、利用調整において不利になります。	☒
10	保育料等は支払い期日までに必ずお支払いください。滞納がある場合、徴収等のため利用施設や保護者の勤務先と連絡・調査するとともに、児童手当からの徴収や滞納処分（給与や預貯金の調査、差押えなど）を行います。	☒
11	認定の要件を満たさなくなった場合は退園です。異なる認定要件で在園したい場合や認定期間の延長は、別途手続きが必要です。変更の手続きは、変更希望日の前月 25 日（休日なら前日）までに行ってください。	☒
12	入園後、年 1 回現況調査及び継続申込が必要です。案内が来たら遅滞なく必要書類を提出してください。	☒
【就労を理由として申し込みされる場合】		
13	1 か月の就労時間が 60 時間以上あることが条件となります。 また、収入のないものは就労とみなしません。	☒
14	就労証明書は、必ず勤務先の担当者が記入したものをご提出ください。訂正がある場合はご本人で訂正しないでください。また、就労先に電話等で勤務実態の確認をさせていただくことがあります。証明内容と事実が異なる場合は、認定を取り消すことがあります。	☒
15	上のお子さんが入園していて、下のお子さんの出産に伴い育児休業を取得する場合は原則退園ですが、概ね 6 か月以上在園し、育児休業の対象となるお子さんが 1 歳に達する月までに復職することが前提の場合、その月まで在園することができます。詳細については保育課までお問合せ下さい。	☒
【求職活動を理由として申し込みされる場合】		
16	入園後 90 日以内に就労証明書の提出がない場合は、退園となります。 また、毎月末までに求職活動状況報告書を提出してください。	☒
【出産を理由として申し込みされる場合】		
17	入園期間は、出産月と出産月前 3 か月以内、出産月後 2 か月以内となります。	☒
【その他】		
18	市外から転入される場合は、入園までに必ず可見市で住民登録をしてください。	☒
19	保育料は、小規模保育園・認定こども園・市外の公立園は各園、それ以外の園は市が徴収します。また、給食費は市内公立園のみ市、それ以外の園は各園で徴収します。保育料等の納付は口座振替でお願いします。	☒

上記内容について確認・承諾しました。

令和 6 年 11 月 1 日

確認者氏名

可児 太郎

Memo